平成 1 6 年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[行政法]

A県B市に在住し、市立中学校に在学していたXは、県立高校を受験したが不合格となった。Xは、中学3年次の担任と折り合いが悪かったことから、高校受験にあたって、市立中学校から県立高校に提出された内申書の記載に問題があったのではないかと考え、A県の情報公開条例に基づいて、条例の実施機関であるA県教育委員会(Y)に対して内申書記載の情報の開示を請求した。B市は、Yに対して、当該情報の開示につき反対である旨、表明した。

A県の情報公開条例の内容は、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」 に準拠したものである。

以下の二点について論ぜよ。

(1) Xの請求が認められるか否か。

【30点】

(2) Yが情報開示を決定した場合、B市はこれに対してどのような法的手段をとることができるか。

【20点】

論点[行政法]

(1)情報公開条例に基づく内申書の公開の可否を問う。

内申書は、A県の保持・管理する公文書か否か。

情報開示の適用除外事由としての個人情報と本人開示。

個人情報保護制度と情報公開制度の関係。

(2)情報開示決定に対する不服申立を問う。

情報開示決定に対する第三者保護の仕組み。

地方公共団体の出訴権(法律上の争訟性と原告適格)。